

# 無許可業者に産廃処理委託

## 県 尾鷲の販売会社を処分

許可のない業者に産業廃棄物の処理を委託していたとして、県は一日、建築工事用機械販売会社「ハヤミ重機」（尾鷲市南浦）の産廃収集運搬業を、九十日間にとわって停止する行政処分を出した。

県によると、同社は家屋解体工事で発生した廃棄物約三十トンの処理を、許可のない県内の業者に委託して

いた。同社は「委託先に許可があると言われ、信じて委託してしまった」と説明している。

県が平成三十一年二月、同社の委託先が管理する松阪市飯高町の土場を調査したのをきっかけに発覚。土場は住宅の近くにあり、県は土場を管理する業者に対し、廃棄物を撤去するよう指導した。